

出入国管理について

令和元年9月
出入国在留管理庁

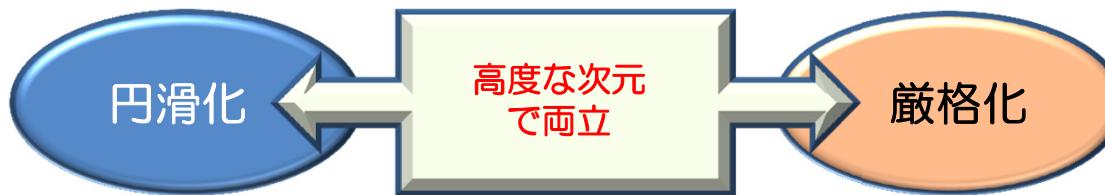
円滑な入国審査と厳格な入国管理について



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

出入国審査に係る喫緊の重要課題

「2020年に訪日外国人旅行者4000万人」，「2020年東京オリンピック・パラリンピック」に向けて，テロの未然防止対策や増加する観光客等に対する円滑な入国審査を求める要請に的確に対応するため，あらゆる分野で**入管業務の高度化**を図っていく。



⇒ 訪日外国人旅行者数が急増しており，**審査待ち時間の縮減**を図ることが必要

⇒ 世界各地でテロが頻発しており，**テロリスト等出入国管理上のリスクの高い者の入国**を確実に水際で防止することが必要

政府の方針

「明日の日本を支える観光ビジョン」(H28.3.30会議決定)

- ・訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人，2030年に6000万人
- ・世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し，革新的な出入国審査を実現するための取組を実施

「観光立国推進基本計画」(H29.3.28閣議決定)

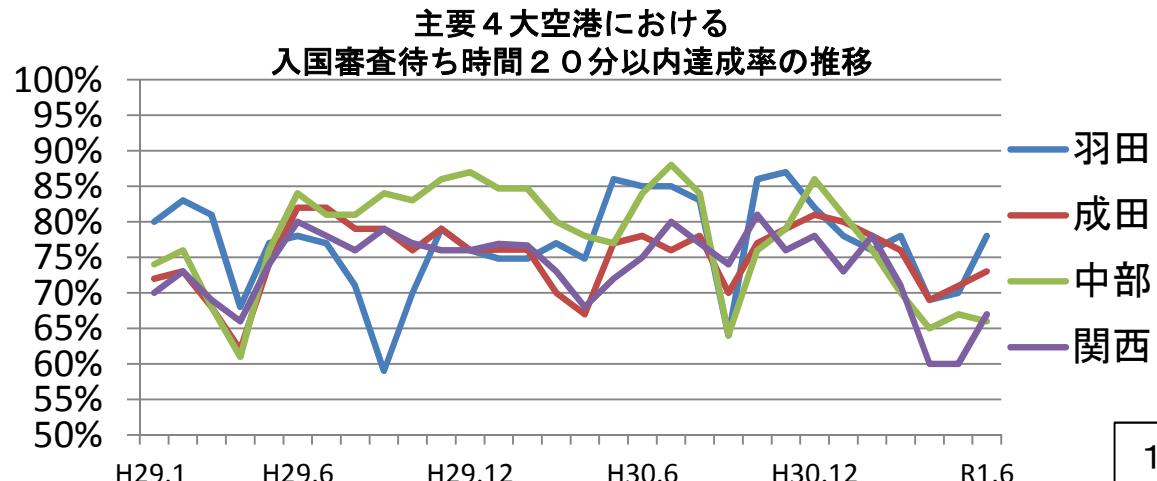
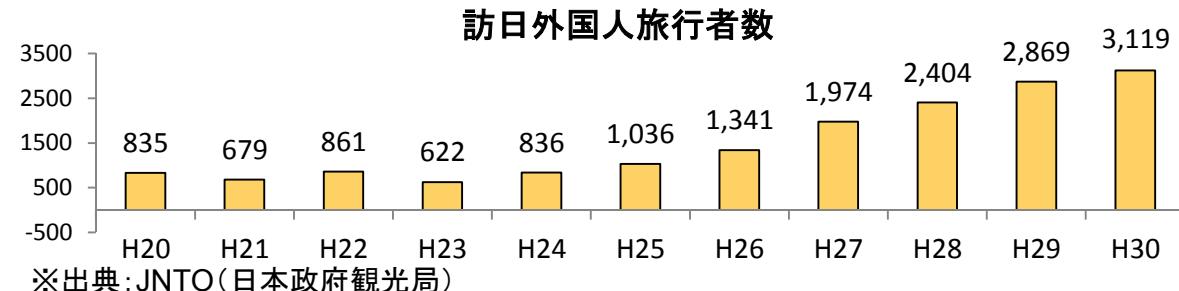
- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め，平成30年度以降本格的に導入し，日本人の自動化ゲートの利用の大幅な拡大を目指す。

「未来投資戦略2018」(H30.6.15閣議決定)

- ・最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

「観光ビジョン実現プログラム2019」(R1.6.14会議決定)

- ・世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し，空港での入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すこと等を踏まえ，革新的な出入国審査を実現するため，適切な運用体制について検討しつつ，引き続き各種の取組を実施



空海港における外国人旅客に対する出入国審査業務

空港における外国人旅客に対する入国審査

空港到着

入国審査官に旅券、査証及び外国人入国記録(EDカード)を提出し、上陸申請

個人識別情報の提供(指紋及び顔写真)(免除対象者を除く)

入国審査官は旅券、査証、EDカード等により、上陸のための条件に適合しているかについて審査を実施

旅券に上陸許可の証印

入国

審査



提供された指紋及び顔写真をブラックリストと照合



■上陸のための条件

- ①有効な旅券及び(必要な場合は)有効な査証を所持していること
- ②在留資格該当性等があること
- ③滞在予定期間が法務省令で定める在留期間に適合すること
- ④入管法第5条に定める上陸拒否事由に該当していないこと

空港における外国人旅客に対する出国確認

空港到着

入国審査官に旅券を提出

入国審査官の確認(注)

旅券に出国証印

出国

(注)入国審査官は、当該外国人が、有効な旅券を所持し、旅券の名義人と所持人が同一人であること及び出国確認留保の対象者ではないことを確認する。

【備考】

本紙は、外国人旅客に対する一般的な出入国手続を記載したもの。一部の空港においては、円滑な審査を実施するため、自動化ゲートやバイオカード等の審査機器を導入しており、手續が異なる場合がある。定

海港における外国人旅客に対する入国審査(クルーズ船)※上段が船舶観光上陸許可、下段が一般的な上陸許可手続の流れ

事前の手続

上陸手続

出国手続

査証不要

船長等
(申請人)
①旅券・ED
カードの提出

②指紋のみの提供

許可書の交付
③船舶観光上陸許可:最大30日間

許可書の回収

非査証免除国 | 査証取得が必要

外国人本人
(申請人)
①旅券・ED
カードの提出

②指紋及び顔写
真の提供

旅券へ上陸許可証印
③在留資格:「短期滞在」
在留期間:90日若しくは30日
又は15日以内の期間

査証免除国 | 査証不要

空港における手続と同様
①入国審査官に旅券を提出
②入国審査官の確認
③旅券に出国証印

出入国審査の円滑化・厳格化に向けた取組



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

令和元年6月14日に観光立国推進閣僚会議で決定された「観光ビジョン実現プログラム2019」において、世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、**空港での入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すこと**等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、適切な運用体制について検討しつつ、入国審査の円滑化に資する各種取組を実施することとされている。

円滑化
厳密化
厳格化

既存の取組

1 対面審査

- (1) 入国審査官の増員・審査ブースの増設
- (2) 個人識別情報の提供手続の迅速化【P4】
審査の待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報の取得を実施するための**バイオカードの導入**
※ これにより、審査時間が従来の3分の2程度に短縮
平成28年10月 関西・高松・那覇空港へ導入以降、計17空港に拡大

2 非対面審査

- (1) 自動化(指紋認証)ゲートの活用【P5】
⇒ パスポートと指紋の照合により本人確認を行う**自動化ゲートの導入**
平成19年11月 成田空港へ導入以降、計4空港に拡大
平成28年11月 頻繁に来日する外国人のうち、出入国管理上のリスクが低い者(トラスティド・トラベラー)を**自動化ゲートの対象とするトラスティド・トラベラー・プログラム(TTP)**を導入【P6】
- (2) 自動化(顔認証)ゲートの活用【P7】
⇒ 顔認証技術を活用した**自動化ゲートの導入**
平成29年10月 羽田空港へ導入以降、計5空港に拡大

3 ブラックリストとの照合【P9~10】

- ⇒ 指紋及び顔写真を活用した厳格な上陸審査の実施
- ⇒ テロリスト等の顔画像との照合を実施

4 事前旅客情報(API)・乗客予約記録(PNR)の活用【P11~12】

- ⇒ 事前旅客情報の報告を受け、要注意人物を事前確認
- ⇒ 乗客予約記録を分析し、不審者等を発見する手法を活用

今後の取組(短期)

- 1(1)について**
⇒ 引き続き所要の体制整備を実施
- 1(2)について**
⇒ 羽田空港、博多港及び比田勝港に拡大
(令和元年度中)

- 2(1)について**
自動化(指紋認証)ゲートの対象範囲の拡大
⇒ TTPの対象について一定の要件を満たす観光客への拡大を検討中
- 2(2)について**
⇒ 新千歳及び那覇空港に拡大**(令和元年度以降)**

- 自動化(顔認証)ゲートの対象範囲の拡大**
⇒ 「短期滞在」で在留する外国人の出国手続への拡大 **(令和元年7月以降随時)**

- 3及び4について**
⇒ 更なる情報収集・情報分析等を実施

- 5 海港における審査の効率化【P13】**
⇒ ブラックリストとの照合作業を効率化

今後の取組(中長期)

- 1(1)について**
⇒ 引き続き所要の体制整備を実施
- 1(2)について**
⇒ 導入空海港の運用状況等を踏まえ検討
- 1(3) 外国人入国記録(EDカード)の電子化【P14】**
⇒ スマートフォンのアプリを活用したEDカードの電子的な提出を実現

- 2(1)について**
自動化(指紋認証)ゲートの対象範囲の拡大
⇒ 乗員への利用拡大を検討中

- 2(2)について**
⇒ 導入空港の運用状況等を踏まえ検討

- 6 個人識別情報取得の円滑化・迅速化【P15】**
⇒ 世界最高水準の技術を活用した個人識別情報システム等の導入

- 7 海外における事前スクリーニング【P16~17】**
⇒ チェックイン時にスクリーニングを実施し、問題のある外国人の搭乗を阻止

- 3及び4について**
⇒ 更なる情報収集・情報分析等を実施

- 5について**
⇒ 照合作業の更なる効率化を検討

- 8 事前審査システムの導入【P18】**
⇒ 要注意人物を類型化し、API・PNRと照合

個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供手続の迅速化

背景

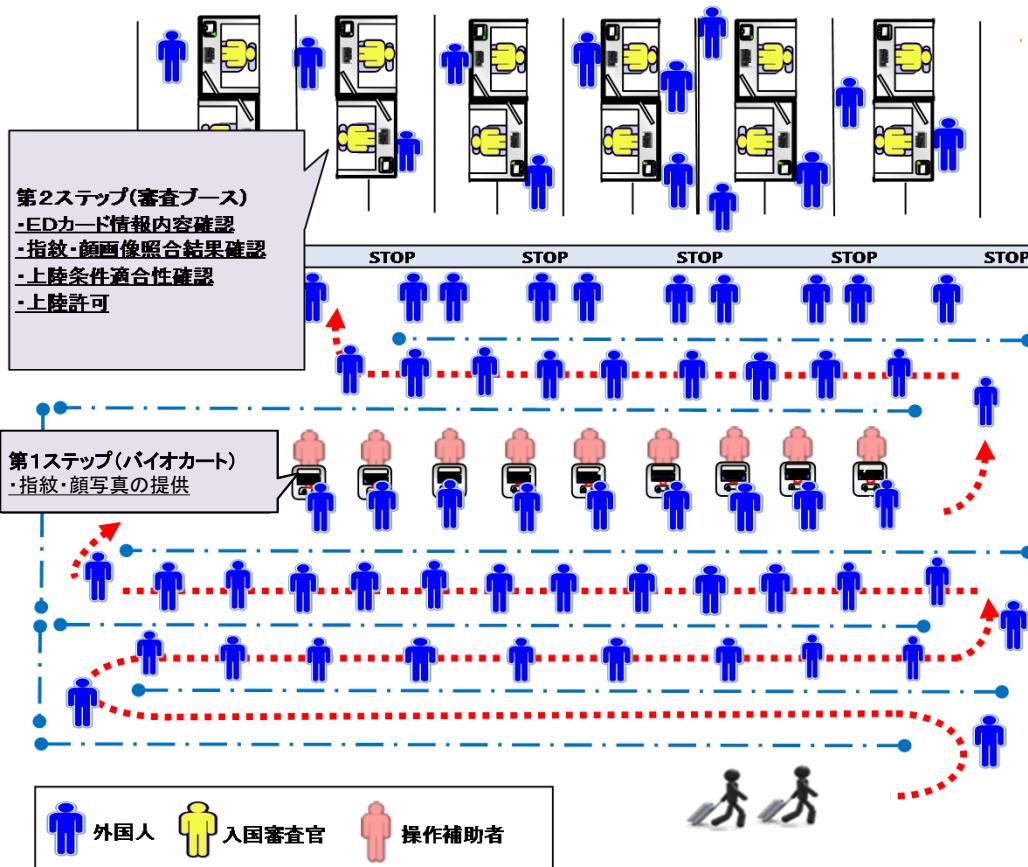
「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」(2016年3月)において、2020年の訪日外国人旅行者数の目標が4,000万人、2030年の目標が6,000万人と定められたことに鑑みると、訪日外国人旅行者数の増加の勢いは今後一層加速していくことが予想される。

目的・効果

審査待ち時間を20分以内とする目標を達成するため、審査待ち時間を利用して、前倒しで個人識別情報を取得する「バイオカート」を導入。
これにより、**入国審査官による審査時間が従来の3分の2程度に短縮でき**、審査待ち時間の短縮につながるもの。

バイオカート導入後の上陸審査場イメージ

個人識別情報の提供を前倒し→審査の円滑化



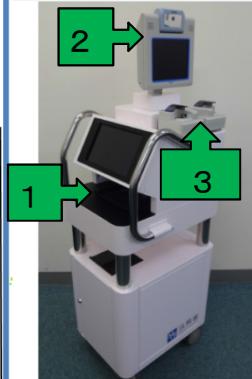
バイオカート導入後の審査手順

(第1ステップ)

- ① 操作補助者が、バイオカートの横(1の前)に位置し、上陸申請者をバイオカートの正面(2及び3の前)に誘導する。
- ② 操作補助者が、上陸申請者の旅券情報を旅券リーダーで読み込み、上陸申請者が個人識別情報を提供する際の操作補助を行う。

(第2ステップ)

- ① 入国審査官は、個人識別情報の照合結果を確認するとともに、入国目的等を聴取するなどし、所要の審査手続を進める。
- ② 上陸条件適合性を確認の上、上陸許可等する。



バイオカート導入空海港

平成28年10月(10月1日から試行運用、10月7日から本格運用)

関西空港、高松空港及び那覇空港

平成29年4月15日(運用開始)

新千歳、旭川、成田、小松、静岡、中部、広島、福岡、佐賀、熊本、宮崎及び鹿児島空港

平成30年5月1日(運用開始)

大分空港及び北九州空港

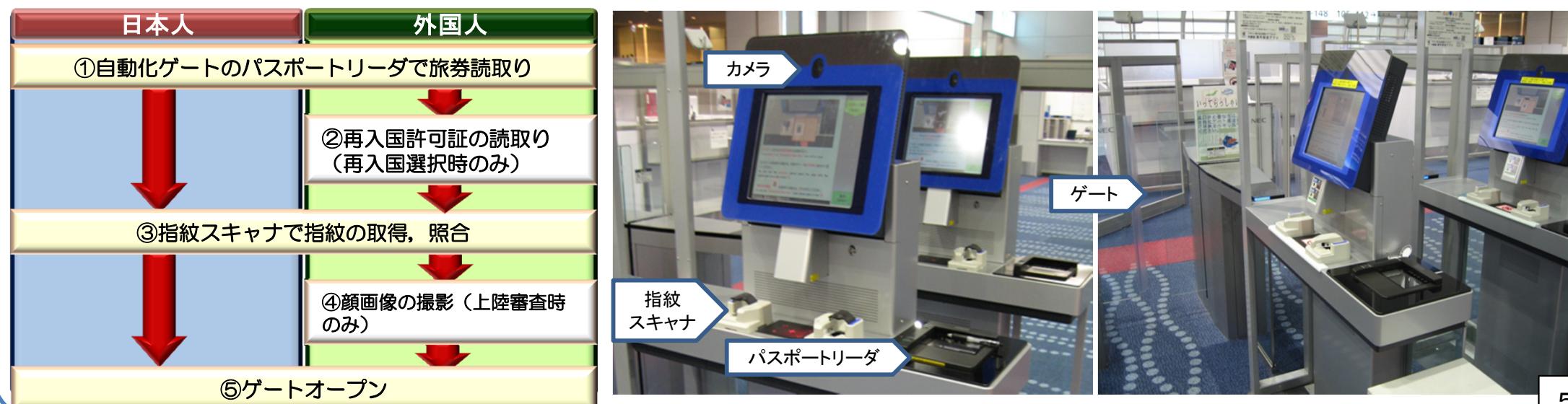
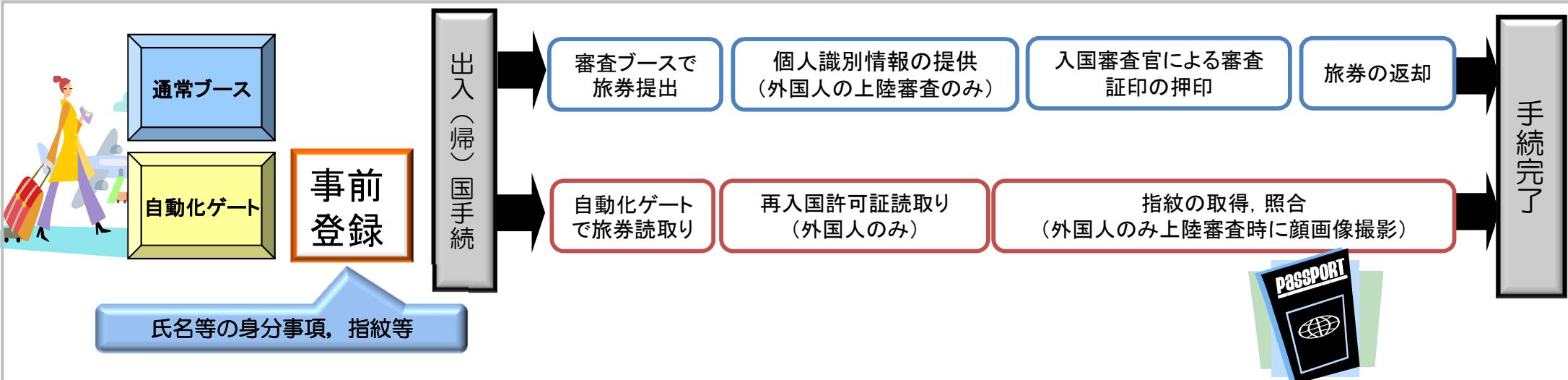
令和元年度中(運用開始予定)

羽田空港、博多港及び比田勝港



自動化（指紋認証）ゲートの活用

- 平成19年11月、出入国手続の簡素化・迅速化を図り、日本人及び本邦に在留する外国人の利便性の向上に資することを目的として導入
- 成田空港、関西空港、中部空港、羽田空港に合計70台設置





トラスティド・トラベラー・プログラム

概要

平成28年11月から、外国人旅行者のうち、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人ビジネスマン等を「信頼できる渡航者(トラスティド・トラベラー)」と認め、自動化ゲートの利用対象者としたもの

対象者要件

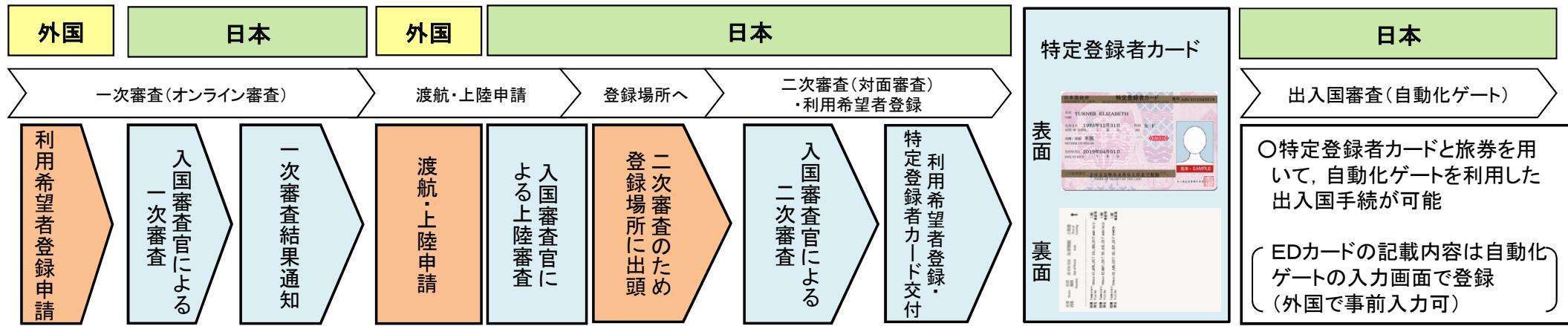
- ① 今後、短期滞在で上陸しようとする者であること
- ② 我が国への渡航歴が法務省令で定める回数(利用希望者登録のための出頭日以前1年以内に2回以上)であること
- ③ 過去に退去強制や出国命令による出国歴がないこと
- ④ その他、以下ア～エのいずれにも該当すること

省令で規定

- ア 査証免除国・地域の旅券を所持していること
- イ 次のいずれかに該当すること
 - (ア)公的機関や上場企業等に1年以上在籍している
 - (イ)我が国の公的機関又は上場企業と業務上の関係を有し、当該機関等から利用希望者登録の要望がなされている
- ウ 国内外で罰金以上の刑に処せられたことがないこと
- エ 出入国の管理上特に不適当と認められる事情がないこと

※アメリカ合衆国のグローバル・エントリー・プログラムの登録を受けている同国国民については、④ア及びイの要件を課さない。

登録・利用の流れ



今後

平成28年3月にまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、令和2年までに対象者を外国人観光客等にまで拡大することを目指すこととされたことを踏まえ、実施状況を検証した上で対象者の更なる拡大について検討し、可能な限り早期に運用を開始する。



自動化（顔認証）ゲートの活用

導入の背景

- ◆ 「第6次出入国管理政策懇談会」(第3回会合、2013年5月20日開催)において「日本人の出帰国手続の合理化は…新規来日外国人の出入国手続…の迅速・円滑化につながることが期待できる。日本人の出帰国審査は…自動化ゲートの利用が可能となっているが、事前の利用者登録が必要であり…利用者が大幅に増加しない要因となっている。…直ちに顔認証のみによる自動化ゲートを導入することは困難であるが…可能な限り早期に顔認証による自動化ゲートの導入を図ることが望まれる」と報告
- ◆ 「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、日本人の出帰国手続に顔認証技術を活用した自動化ゲートを導入することとされており、また、「観光ビジョン実現プログラム2018」(2018年6月12日観光立国推進閣僚会議決定)により、日本人の出帰国手続において導入する顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用するべくシステム改修等を進め、2019年度中の運用開始を目指すこととされた。

導入状況



※羽田空港出国審査場の顔認証ゲート(2019年3月撮影)

運用イメージ



運用開始時期及び利用対象者

- ◆ 2018年中に、成田、羽田、中部、関西及び福岡空港に導入し、日本人の出帰国手続において運用中。
- ◆ 2019年7月から外国人の出国手続において順次運用を開始(上記5空港)。
- ◆ 2019年11月中に新千歳空港、2020年7月中に那覇空港にも新規導入予定。
- ◆ IC旅券を所持し出国(再入国許可による出国を除く。)しようとする、在留資格「短期滞在」で在留する外国人を利用対象者とする。



自動化（顔認証）ゲートの運用状況

2019年度以降の計画

■外国人の出国手続における顔認証ゲートの運用開始予定日

羽田空港	2019年7月24日
成田空港	2019年8月27日
関西空港	2019年9月25日
福岡空港	2019年10月8日
中部空港	2019年11月7日
新千歳空港	2019年11月中旬
那覇空港	2020年 7月上旬

■導入台数

成田空港	70台
羽田空港	37台
中部空港	25台
関西空港	41台
福岡空港	13台
新千歳空港	9台
那覇空港	8台
計	203台

☆2018年における外国人出国者数は約2,990万人であるところ、このうち7空港から出国した在留資格「短期滞在」の者は、推計で約2,470万人(約83%)である。

<運用状況>

- 成田、羽田、中部、関西、福岡空港の上陸・出国審査場に合計137台を設置して運用中
- 1日当たりの日本人出帰国者数約97,200人のうち約75,600人(約8割)が顔認証ゲートを利用(2019年1月から同年7月までの実績)
- 羽田空港における1日当たりの短期滞在外国人出国者数約9,300人のうち約5,800人(約6割)が顔認証ゲートを利用(2019年7月24日から同月末までの実績)



成田空港

効果

- **自動化手続（「指紋認証ゲート」及び「顔認証ゲート」）の利用者が大幅に増加**
(参考)2017年の日本人出帰国者による自動化手続利用率は約9%(成田・羽田・中部・関西)
→約80%(2019年、成田・羽田・中部・関西・福岡)
- **上陸審査場において、より多くの審査ブースで外国人の入国審査を実施**



- 平成19年11月、個人識別情報(指紋・顔写真)を利用した上陸審査開始
- 偽装指紋対策⇒個人識別情報取得装置の改修



偽装指紋事例

- ・特殊なテープを貼り付ける
- ・指紋を削り取る手術を行う 等

個人識別情報取得装置の改修

- ・指紋や指の状態を入国審査ブース内のディスプレイで確認できるようにするなどのシステム改修を行った。



個人識別情報を活用した入国審査により上陸を認めなかった者

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
746	848	958	1,240	1,215	1,262

上陸審査における顔画像照合の実施



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

実施の背景

- 國際テロ情勢が一段と深刻化
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催



テロの未然防止のための水際対策の一層の強化が必要

「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(平成27年5月29日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

3 水際対策の強化

- (1) 地方空港も含めた人的・物的基盤の整備・強化等による出入国管理体制の強化等

法務省は、厳しいテロ情勢や入国者の増加を踏まえ、(中略) 関係省庁との連携の下、顔画像照合機能の活用の強化を検討する。

上陸審査時における顔画像照合の実施

目的 テロリスト等の入国を水際で阻止

2016年(平成28年)10月から、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真と、テロリスト等の顔画像の照合を実施

全国の空海港



提供を受けた上陸申請者の顔写真

照合



顔画像
ブラックリスト

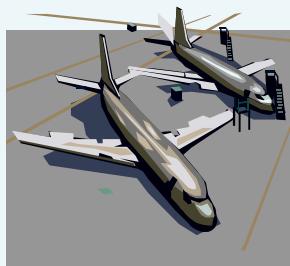
テロリスト等の発見・
入国阻止



事前旅客情報（API）報告項目

- ◆ 航空機情報（4項目） ◇登録番号又は便名、所属する国名、到着日、到着する出入国港名
- ◆ 乗員情報（5項目） ◇氏名、国籍・地域、生年月日、性別、乗員手帳又は旅券の番号
- ◆ 旅客情報（7項目） ◇氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券の番号、出発地、最終目的地

航空会社



CIQへの報告

- 航空機情報
- 乗員情報
- 旅客情報

（出発後30分
までに報告）

APIとブラックリスト等との事前照合

事前審査

APIS担当官



ブラックリスト登載者の搭乗を
オンラインで通知



- 航空会社から提供を受けたAPIを、ブラックリストと照合し、航空機が本邦に到着する前に
ブラックリスト登載者が搭乗していることを把握

事前照合情報を活用した迅速・適正な審査

各空港



- 問題のない乗員・乗客の審査を円滑に行うことが可能
- ブラックリスト登載者に対する上陸審査に、より一層時間を割くことができる。



出入国管理における乗客予約記録(PNR: Passenger Name Record)の活用

- 入国審査官は、本邦に入る航空機を運航する航空会社に対し、航空機到着前に乗客予約記録(PNR)の報告を求めることができる。

乗客予約記録(PNR)

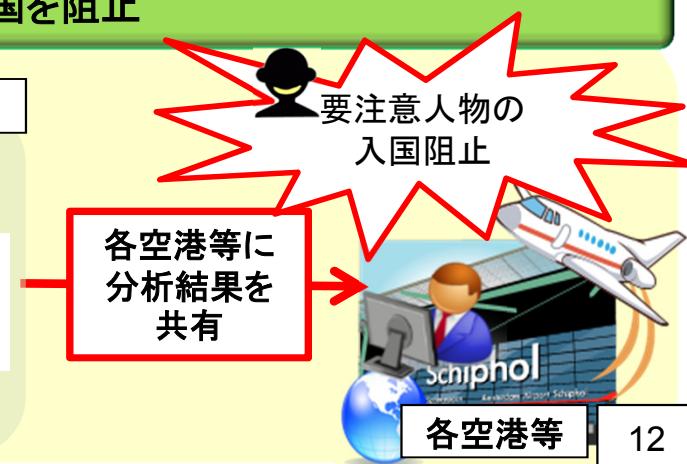
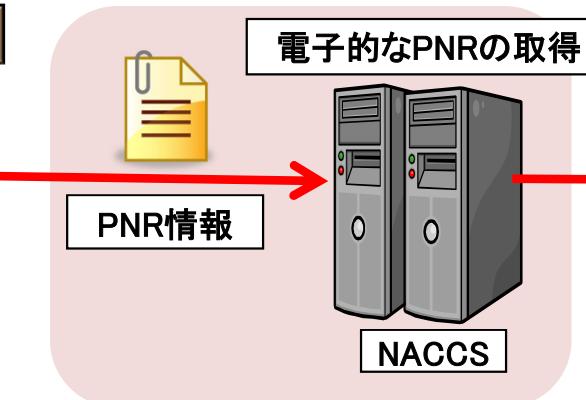
○ 航空券の予約情報(35項目)

- ◇ 予約者に関する事項 (氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日、出発地、最終目的地等)
- ◇ 予約の内容に関する事項 (予約年月日、予約番号、航空券番号、発行年月日、発行場所、座席の位置、旅行の日程等)
- ◇ 携帯品に関する事項 (受託した携帯品の個数、重量、携帯品番号等)
- ◇ 搭乗手続に関する事項 (搭乗手続時刻、搭乗手続番号等)

出入国管理における乗客予約記録の活用

- 乗客予約記録(PNR)を入管庁保有のその他情報と合わせて分析を行い、その結果を空港等の地方出入国在留管理官署で活用することにより、円滑かつ厳格な水際対策を実施。

厳格な上陸審査により、出入国管理上の要注意人物の入国を阻止





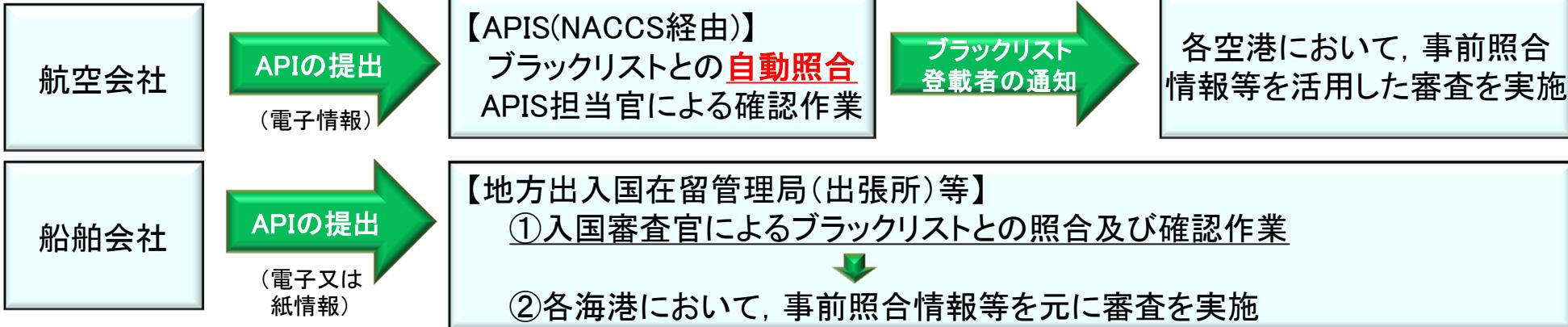
海港における審査の効率化

海港における事前審査

- ◆ 平成19年2月以降、本邦に入る全ての船舶及び航空機の長に対して、事前旅客情報(API)の提出を義務付け、また、22年からは、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)経由で、[空港に乗り入れる航空機のAPIを電子的に受信することが可能](#)となり、[当該データとブラックリストの自動照合等を実施](#)するなどし、適切に事前旅客情報システム(APIS)を運用している。
- ◆ 他方、海港においては、APISに対応していないことから、入港港を管轄する地方出入国在留管理官署は、個別に船舶会社等から、事前旅客情報(API)の提出を受けており、入国審査官が当該データとブラックリストの照合作業等を実施している。

事前審査（イメージ）

空
港
海
港



今後の取組（予定）

- ◆ 海港における事前審査においても、空港における事前審査と同様に、[APIとブラックリストとの自動照合を可能とするシステム改修を実施する。](#)
⇒ 当該取組を実現することで、[ブラックリスト登載者が当該船舶に乗船していることをより速やかに把握することが可能](#)となり、また、入国審査官の負担を軽減し、[ブラックリスト登載者に対する上陸審査に、より一層時間を割くことが可能](#)となる。
- ◆ 上記システム改修の運用状況等を踏まえ、ブラックリストとの照合作業の更なる効率化を検討する。



現状・問題点

【現状】

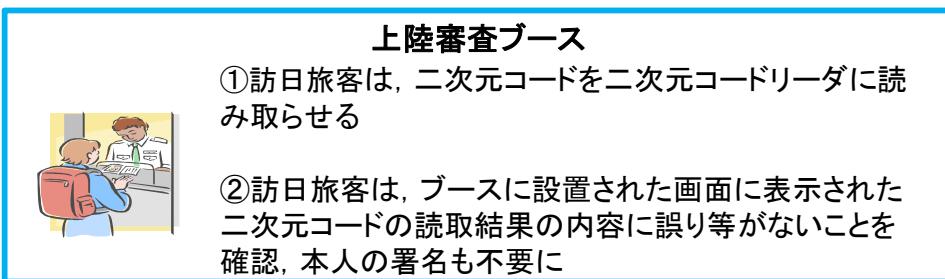
- 上陸の申請をしようとする外国人は、審査ブースにおいて上陸申請書（外国人入国記録、以下「EDカード」という）を入国審査官に提出しなければならない。
- 入国審査官は、提出されたEDカードの記載内容（日本における連絡先、渡航目的、日本滞在予定期間等）等について確認するなどして、当該外国人の上陸の許否を判断している。

【問題点】

- ✓ 現在、上陸審査場へ到着した後にEDカードの記載を始めるケースが多く見られ、記載に時間要するため、審査場に旅客が滞留し円滑な上陸審査を阻害している。
- ✓ 一部の記載項目が旅券情報と重複しており、訪日旅客の負担となっている。
- ✓ 記載内容が不十分・不明瞭なEDカードの提出が多く見られ、また、誤記等による審査ブースでの追記・訂正が発生するため、審査時間が長時間化している。

解決策

- 上陸申請前にEDカードに記載すべき必要事項を入力して二次元コードを作成できるスマートフォン用のアプリを開発し、政府観光局HP等の観光インフラ・ネットワークを通じて周知・無償配布する。
- 上陸審査ブースにおいて二次元コードを受け取れるようにするためのシステム改修を行う。
- ⇒ EDカードの電子提出により訪日旅客の負担を軽減するとともに、記載漏れや不明瞭な記載、誤記をアプリの機能によって減少させ、上陸審査手続の円滑化・迅速化を図る。



上
陸
許
可

スマートフォンのアプリを活用したEDカードの電子的な提出を実現することで、審査手続の円滑化・効率化及び訪日旅客の負担軽減を図り、ストレスフリーで快適な旅行環境を実現する。



個人識別情報取得の円滑化・迅速化

現状・問題点

- ✓ 現行の個人識別情報取得装置は指紋取得部が分かり難く、多くの外国人旅行者が人差し指を置く場所を理解できず、取得手続に時間を要している。
- ✓ 乾燥、湿潤などの指の状態によっては、鮮明な指紋が取得できず照合エラーとなって再度指紋を取得するなど、指紋取得に時間を要し、審査時間が長時間化している。
- ✓ 訪日外国人旅行者の急増により機器に想定を上回る負荷が生じ、照合に要する時間が遅延している。



現行取得装置

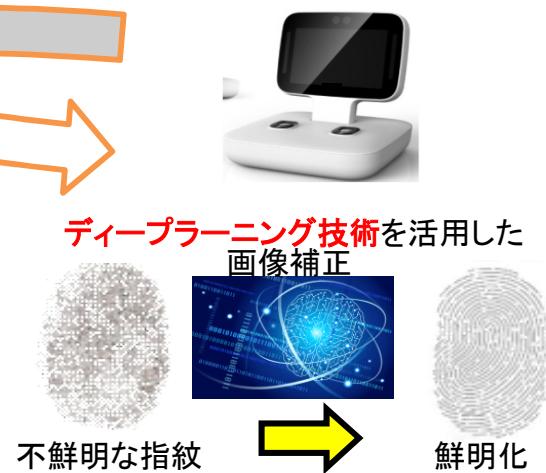
対応策

令和元年度：世界最高水準の照合エンジンを活用した業務アプリケーションの開発
令和2年度：新型個人識別情報取得装置を導入

世界最高水準の照合エンジン



新型個人識別情報取得装置 (構想段階のイメージ)

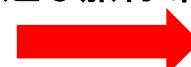


【新型装置の特徴】

- 外国人にも分かりやすい直感的ユーザビリティに優れた先進的なデザイン
- 指紋スキャナの拡大等による指紋取得性能強化
- 指紋及び顔写真の同時取得可能
- ディープラーニング技術を用いた画像補正エンジンで不鮮明な指紋画像を鮮明化
- 指紋再取得を低減し、生体情報の取得・照合に要する時間を短縮

効果

世界最高水準の技術を導入することによって全ての空海港における入国審査時間を短縮し、更なる円滑化を図ることで、ストレスフリーで快適な旅行環境を実現する。



入国審査の更なる円滑化・迅速化を実現

海外における事前スクリーニング①



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

政府決定

- ◆ 観光ビジョン実現プログラム2019(2019年6月14日決定)
厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、出発港での渡航者に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを行い、その結果を航空会社に通知することで、当該航空会社が渡航者の搭乗の可否を判断できる仕組みの導入を検討する。さらに、渡航前に将来的なリスク評価を含めた幅広いスクリーニングができる仕組みの導入に向けた検討を行う。

現状・問題点

- ◆ 本邦に上陸しようとする外国人は、原則として、査証を必要とし、その発給審査において、出入国管理上問題のある者の我が国への渡航が未然に阻止されているが、査証免除対象国・地域の国籍等の者(以下「査免対象者」という。)は、「短期滞在」については査証を取得することなく、我が国への渡航が可能となっている。
- ◆ 近年、査証発給要件の緩和措置の拡大等、観光立国推進のための取組により、査免対象者をはじめ外国人入国者数は大幅に増加し続けている一方で、海外における度重なるテロの発生、退去命令者や不法残留者数の増加等、我が国の出入国管理を取り巻く環境は年々厳しさを増している。
- ◆ 出入国管理上問題のある者が我が国に到着した際には、上陸審査手続のため多くの人員や時間が割かれている。

対応策

【① APP】

- ◆ 事前旅客処理システム(APP: Advance Passenger Processing)は、出発空港でのチェックイン時に航空会社が取得する外国人の旅券情報等を、当庁が保有するブラックリストと照合することで、問題のある外国人の搭乗を阻止する事前スクリーニングのためのシステムである。

【② 電子渡航認証システム】

- ◆ 本邦への渡航前にあらかじめ身分事項、渡航目的、本邦での活動内容等をインターネット上で申告させ、事前スクリーニングを行い電子的な渡航認証を発行するシステムである。

効果

- ◆ APPの導入によって、出入国管理上問題のある者の我が国への渡航を阻止することができ、これら外国人の上陸審査手続の合理化により生じた入国審査官の余力を、他の外国人の出入国審査に充てることが可能となる。
- ◆ 電子渡航認証システムの導入によって、我が国での活動内容を事前に把握、分析することで、メリハリのある審査が可能となる。
- ◆ これらにより我が国への渡航者に係る事前スクリーニングを実施することで、**厳格かつ円滑な出入国審査**を更に高度な次元で両立・実現させることが可能となる。
- ◆ 不法残留者等の情報が蓄積されることによって、より高度な分析を行うことが可能となる。

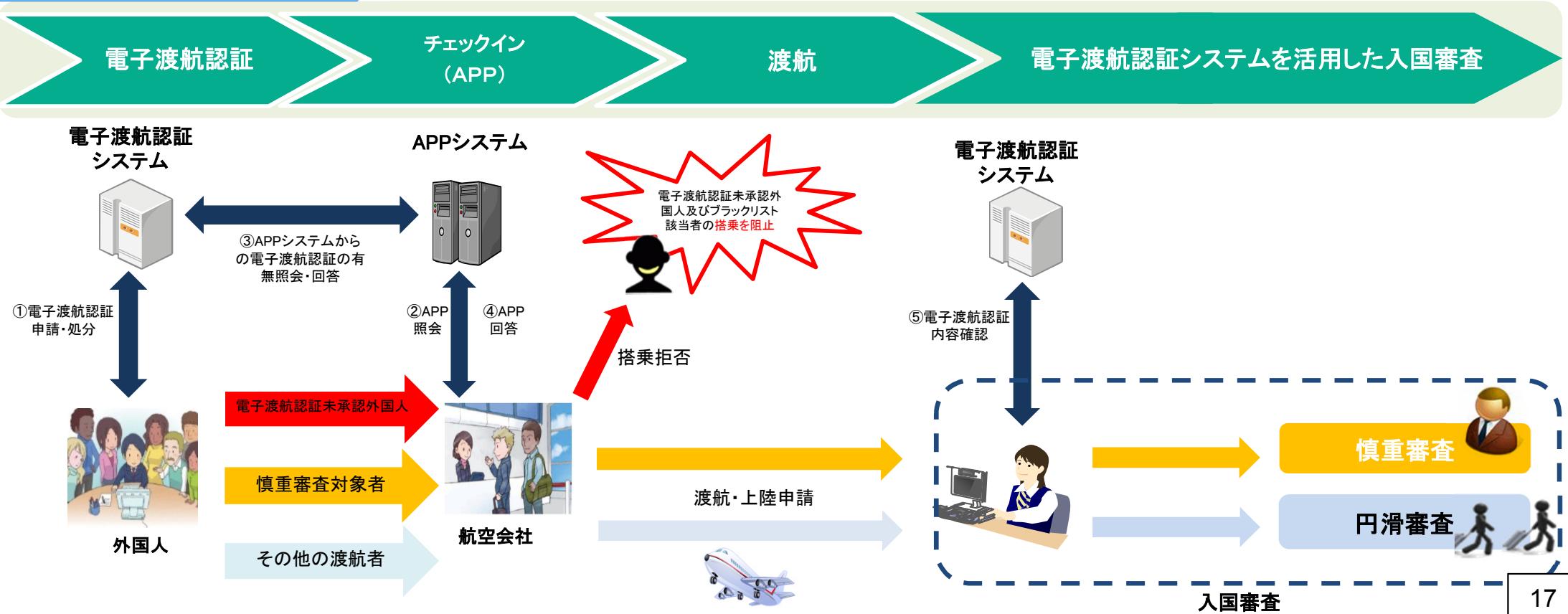


海外における事前スクリーニング②

APPと電子渡航認証システムの導入

- ◆ APPと電子渡航認証システムの2つを導入した場合、より**多角的**な事前スクリーニングが可能となる。
- ◆ APPの仕組み（航空会社との情報連携）を利用して、チェックイン時に電子渡航認証の有無を回答することで、ブラックリスト該当者だけでなく、**渡航目的に疑義がある外国人の本邦への入国を事前に阻止することが可能**となる。
- ◆ 米国、オーストラリア、カナダでは、APPと電子渡航認証システムを併用している。
- ◆ APPの構築に加え、電子渡航認証システムの導入に向けたシステム構築に係る調査研究を実施する。

運用イメージ





現状

- ①旅券等の有効性 ⇒ 偽変造文書やなりすまし等
- ③在留期間の適合性 ⇒ 法令の在留期間への適合性

- ②在留資格該当性等 ⇒ 在留資格該当性や入国目的等
- ④上陸拒否事由非該当性 ⇒ 過去の送還歴や犯罪歴等

ブース審査



簡易鑑識(①)

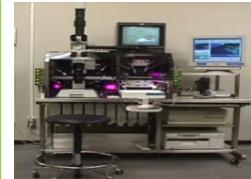


BL確認(④)



インタビュー(②・③)

別室審査



文書鑑識(①)



セカンダリ・口頭審理
(②・③・④)

上陸拒否となる理由の
約80%が
「入国目的に疑義あり」(②・
③)
(平成30年:9,179件中7,243件)

問題点

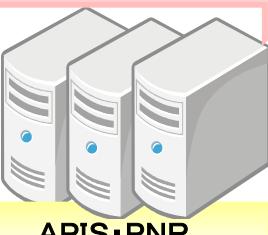


・入国目的に疑義があり、慎重審査が必要であると見極めるまでには一定の時間が必要。
⇒別室審査とする判断を下すまでの間、後ろに並ぶ多くの問題のない渡航者の待ち時間が長くなる。



ルールエンジンを搭載

事前審査システムの導入



APIS・PNR

効果



・慎重審査対象者は速やかに別室で厳格な審査を実施。
・審査ブースでは次の渡航者の審査を円滑に開始できる。

別室審査



事前審査システム

航空会社から航空機の到着前に提供される事前旅客情報(API)や乗客予約記録(PNR)を、出入国在留管理庁が保有するブラックリスト等と自動照合するほか、ルールエンジンを活用して注意すべき外国人の傾向(渡航経路、搭乗便、利用旅行代理店等)を分析・類型化した情報との自動照合を行うシステム。審査ブースの入国審査官は、事前審査システムにより特定したブラックリストを活用し、慎重審査対象者を速やかに把握することで、上陸審査手続全体を合理化し、上陸審査の更なる円滑化を実現できる。